

令和3年度
港区内部統制評価報告書審査意見書

令和4年11月

港区監査委員

4 港 監 第 7 2 7 号
令和 4 年 1 1 月 1 0 日

港 区 長 武 井 雅 昭 様

港区監査委員 徳 重 寛 之

同 高 橋 元 彰

同 池 田 幸 司

同 有 賀 謙 二

令和 3 年度港区内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定に
基づき、令和 3 年度港区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙の
とおり意見を付する。

(別紙)

令和3年度港区内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

「令和3年度港区内部統制評価報告書」(以下「報告書」という。)

第2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、港区長が作成した報告書について、港区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

第3 審査の実施内容

報告書について、港区長及び内部統制評価委員会から報告を受け、港区監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第5 その他意見

令和2年度の「内部統制評価報告書」及び「内部統制評価報告書審査意見書」における「不備あり」の評価及びその他意見を踏まえ、類似した事案に対して全庁が統一的な指標でリスク選定ができるよう、リスクの選定方法等を見直しており、所管で適切にリスクの選定が行われている。

評価手続についても、新たに評価項目の判断基準を定めており、基準を明確にしている。

リスク選定及び自己評価を行う際の判断材料については、内部統制制度が始まって日が浅いので、引き続き各課のリスク発生状況を十分精査し、所管からの意見も柔軟に取り入れて、今後も継続的に改善していくことで、内部統制制度の機能強化に取り組まれない。

また、過去3年間の定期監査での指摘事項・意見事項又は不適正事務があるにもかかわらず、優先度の低いリスクを選定している所管については、今後重大な不備に該当しないように、次回以降、適正にリスク選定を行うことを指導徹底し、内部統制制度の実効性を一層高めてもらいたい。